

# 固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

☎ 財務課 資産税係 ☎ 62-9124

令和4年度申告書提出期限 令和4年1月31日(月)まで

固定資産税は、土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産等）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

## ● 償却資産とは

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる以下①～④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類	主な償却資産の例
① 構築物	外構工事（門、フェンス、駐車場など）、パイプハウス など
② 機械および装置	太陽光発電設備、加工・製造機械、農機具類 など
③ 車両および運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車 など
④ 工具および器具	エアコン（ビルドインを除く）、パソコン等OA機器 など

## ● 太陽光発電設備について

事業者は発電量にかかわらず、すべてが申告対象となります。  
なお個人の場合も、売電方法や発電量により事業とみなされる場合は申告が必要です。



## ● 申告書の提出について

- 12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。  
**令和4年1月1日現在**の状況を償却資産申告書に記入し、ご提出をお願いします。
- 該当する資産が無い場合や、所有する資産に変更がない場合も申告書のご提出をお願いします。
- 新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- 電子申告については、地方税電子化協議会のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 農地の利用意向調査に

ご協力をお願いします

☎ 農業委員会事務局 ☎ 6219234

富士見町農業委員会では、毎年1回、町内すべての農地について利用状況調査を行っています。その結果をもとに、不作付農地（維持管理のみの農地）、遊休農地（耕作をされていないと思われる農地）の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付させていただきますので、調査にご協力をお願いします。

遊休農地は農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、誤って不作付農地、遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

### ◆ 利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の発生防止・解消を図るため、遊休農地の所有者から、今後の利用方法の意向を確認するものです。

### ◆ 農地中間管理機構とは？

機構は農地中間管理事業に関する法律に基づく公的機関です。耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模拡大を希望する担い手等に貸し付けを行います。ただし、機構事業規程に基づき事業を進めており、希望されたすべての農地を借り受けられるものではありません。

